



平成 28 年 3 月 24 日

各 位

上場会社名 大崎エンジニアリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 冨田治夫
(コード番号 6259)
問合せ先責任者 取締役経営企画室長 小野茂昭
(TEL 04-2934-3411)

株主による臨時株主総会の招集請求に関する当社対応のお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 2 日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社株主から、会社法第 297 条第 1 項に基づき臨時株主総会招集を請求する旨の書面を平成 28 年 3 月 2 日付で受領しておりました。これを受けて、本日開催の取締役会において、本請求に対する当社方針を決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 請求の内容

(1) 請求者

細羽 強氏（広島県福山市）及び高山泰三氏（東京都文京区）

上記株主らは、総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権をあわせて 6 ヶ月前から引き続き有する株主です。

(2) 株主総会の目的である事項

取締役冨田治夫氏の解任、定款一部変更、自己株式取得、及び剰余金の処分

(3) 招集の理由

代表取締役 冨田治夫氏は、平成 25 年 6 月 30 日時点から現在まで、大崎電気工業株式会社に 20 億円を 0.6% 程度の低金利で無担保、無保証で貸付けており、本件融資行為の継続により、当社に回復し難い損害が生じ、当社の株主の利益が毀損されるおそれがある。当社の株価は、上場時の 10 分の 1 以下に低迷しているにもかかわらず、株式価値を毀損する行為を取締役会は公然と放置しており、もはや自浄能力が欠如しているとしか言いようがないため、経営体制を含む抜本的な変更を議論する必要がある。

2. 本請求に対する当社方針

当社は、本請求について慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、当社が本請求に基づく臨時株主総会の招集手続をとることの決議は否決されました。

なお、会社法 297 条第 4 項において、本規定による請求の後遅延なく招集手続が行われない場合、又は本規定による請求日の日から 8 週間以内の日を株主総会の開催日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合は、本規定による請求を行った株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集できる旨が定められております。

以 上